

## クラストリーム® 利用許諾契約書

株式会社アイ・ビー・エル（以下「甲」という）のサービスである「クラストリーム」（以下「本サービス」という）を利用される法人、団体のみなさま（以下「乙」という）に、以下の条件により本サービスの非独占的な利用を許諾します。乙は本サービスの利用開始後30日以内に本契約に同意できないことを甲に意思表示しなかった場合、これをもって本契約書に同意（契約発効）したこととなります。

### 第1条（利用許諾の範囲）

- (1) 甲は乙に対し、本サービスのプログラムをインストールし、利用することを許諾します。
- (2) 乙は、甲が提供した一つのテナントID・管理者ID・パスワード（以下「テナント情報」という）を使用して、管理ツール及び視聴ツールを利用することができます。テナント情報の追加には、追加料金がかかります。
- (3) 乙は、管理ツールを用いて、利用者ID・パスワードを自由に変更することができます。また、利用者ID・パスワードを販売することができます。
- (4) 乙は、本サービスを利用して、動画コンテンツを販売することができます。
- (5) 本サービスを利用するには、インターネットにアクセスする必要があります。インターネットアクセスに必要な機器及び通信費用並びにそれに関する一切の責任は、乙及び利用者の負担となります。

### 第2条（利用規約の遵守）

乙は、乙が契約する利用者に対し、乙が定める利用規約と共に、本契約の禁止事項を遵守させるように努めます。

### 第3条（テナント情報の管理）

本サービスを利用する為のテナント情報の管理は、乙の責任において行うものとし、これらが第三者に使用されたことにより生じた損害の責任は、乙が負うものとしします。

### 第4条（データの管理）

本サービスの利用を通じて作成された登録データは、乙の管理するコンピューター機器及び端末上に保管し、乙が適切に管理するものとしします。乙の保管するデータの消失、漏えい、破損等があっても、甲は一切の責任を負わないものとしします。

### 第5条（秘密情報保持）

- (1) 乙は、本サービスの秘密情報を保持する義務があり、当該秘密情報を第三者に漏洩してはならないものとしします。
- (2) 前項の乙の秘密情報保持義務は、本契約終了後も継続するものとしします。

### 第6条（禁止事項）

乙は本サービスを用いて以下の行為を行ってはならないものとしします。

- (1) 以下の行為並びに法令及び公序良俗に反する行為
  - ①著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - ②財産権、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
  - ③基本的人権を侵害する行為
  - ④詐欺や名誉毀損等の犯罪に結びつく行為
  - ⑤本サービスによりアクセス可能な甲又は他社の情報を改ざん、消去する行為
  - ⑥本サービスを利用する権利又は地位を、甲の許可なく第三者に譲渡又は貸与、利用の再許諾、質権設定、その他担保の目的とする行為
  - ⑦選挙の事前運動、選挙運動及びこれらに類似する行為
  - ⑧不正な手段で個人情報を収集する行為
  - ⑨ID又はパスワード等を不正に取得又は使用する行為
  - ⑩ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - ⑪本サービスのリバースエンジニアリング、改変を行う行為
  - ⑫本サービスの構成部分を、甲の許可なく分離使用する行為
  - ⑬他の利用者の設備又は本サービス用設備に、不正にアクセス又は利用し、若しくはその運営に支障を与える行為
- (2) 上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (3) その他甲が不適切と判断する行為

### 第7条（著作権等）

- (1) 本サービスの著作権、特許権、商標権等の権利及び甲が本サービスの利用を通じて作成した著作物の著作権等の権利は甲に帰属します。
- (2) 本サービスの利用を通じて作成した、乙の著作物の著作権等の権利は乙に帰属します。
- (3) 乙は、甲又は第三者が権利をもつ著作物に関して、著作権法で認められる範囲を超える又は同法に違反する複製、自動公衆送信、上演、転載、使用、譲渡販売、出版公開その他の方法、態様により使用、利用することはできません。
- (4) 著作権法で認められる範囲を超える又は同法に違反する使用、使用等を発見したときには、甲が、その使用、使用等の中止又は差止め措置をとることができることについて、乙は同意します。

### 第8条（広報及び宣伝）

甲乙共に、相手の書面による承認なしに、本サービスの利用に関して公表することができるものとしします。

### 第9条（料金及び支払い）

- (1) 本サービスの利用料金は、甲規定の利用申込書に定めるものとします。
- (2) 乙は本サービスの利用料金を、甲の指定銀行口座に振り込むことで支払うものとしします。

### 第10条（本サービスの提供の停止、中止）

- (1) 本サービスの提供時間は、1日24時間年中無休とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に、甲は本サービスの全部又は一部を必要な期間停止することがあります。
  - ①システムの点検を行う為に必要ととき。なお、このときには、緊急時を除いてメール及びホームページへの掲載等をもってその旨を連絡します。
  - ②本サービスを提供する為のシステムに障害が発生したとき
  - ③甲が使用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
  - ④第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要が生じたとき
  - ⑤第一種電気通信事業者の電気通信役務の提供停止により本サービスの提供に障害が生じたとき
- (2) 甲は事前に、本サービスに関するホームページ上への掲載その他の甲が適当と判断する方法にて乙に通知することにより、本サービスを中止することができるものとしします。
- (3) 甲は前二項の事由に基づく本サービスの停止又は中止によって生じた乙及び第三者の損害につき一切の責任を負いません。

### 第11条（限定保証）

- (1) 甲は、甲の責に帰すべき事由による本サービスの不具合が発見され、その旨を乙から通知された場合、甲が適切とする修正を行います。なお、本項に基づく修正をもって本サービスに関する甲の担保責任のすべてとします。
- (2) 甲は、前項の限定保証以外、本サービスにつき、第三者の権利の不侵害、商品性、又は乙の企図する特定目的への適合性を保証するものではなく、乙は本サービスの利用結果を自らの責任において判断して利用するものとしします。
- (3) 甲はいかなる場合も、乙の逸失利益、特別の事情から生じた損害、間接損害及び派生損害並びに第三者からの損害賠償請求に基づく損害に対する責任は一切負わないものとしします。また、本契約に関して甲が乙に損害賠償責任を負う場合、その範囲は、責任の根拠如何を問わず、甲に帰責される事由により直接乙に発生した通常かつ現実の損害に限定され、かつその賠償額は、乙が甲に支払った本契約に基づく利用料金相当額を上限とします。

### 第12条（自己責任の原則）

乙は、乙自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用して為された一切の行為及びその結果について、乙が一切の責任を負います。乙は、本サービスの利用により甲又は第三者に対して損害を与えたときは、乙の責任においてその損害を賠償するものとしします。

### 第13条（免責事項）

本サービスの利用に関して、次の各項に基づき生じた乙及び第三者の損害について、甲は免責され一切の責任を負わないものとしします。

- (1) 本サービスの利用者側に起因すると推測される不具合による損害
- (2) 本サービスが利用者の機器に与えた影響による損害
- (3) 通信回線及びシステム機器等の瑕疵又は障害及び通信速度の低下又は通信回線の混雑により生じた損害
- (4) コンピュータウイルスその他第三者の行為により生じた損害
- (5) ID、パスワード及び利用者の個人情報の漏えいにより生じた損害

### 第14条（データ等の削除）

乙が本サービス用設備に登録したデータ等が、甲が定める所定の期間又は量を超えた場合、甲は乙と協議の上、データ等を削除することができるものとしします。データのバックアップは乙にて行うものとし、甲は、データ等の保持に関し、いかなる責任も負いません。

### 第15条（契約期間）

- (1) 本契約の有効期間は、利用を許諾した日から1年間とします。
- (2) 契約期間満了月の15日までに、いずれからも更新しない旨の申し出のないときは、本契約は1年間更新されるものとし、以

後も同様とします。

- (3) 乙は、契約期間内に本契約の解除を申し出るときには、甲に対し、契約残期間の利用料金を支払うものとします。

#### 第16条（契約解除）

- (1) 乙が本契約のいずれかの規定に違反した場合、相当期間を定めて催告しても違反を是正しないときは、本契約を解除することができるものとします。解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。
- (2) 前項によって、本契約が解除となった場合、乙は本サービス及び付属するマニュアル、説明書類を甲に返還するものとし、その複製物を自己の責任で廃棄した上、廃棄したことを甲に報告するものとします。

#### 第17条（無催告解除）

甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

- ①破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てをしたとき又は各申告がなされたとき、若しくは特別清算、特定調停の各申立てをしたとき
- ②強制執行、差押又は仮処分、仮差押を受け、若しくは手形及び小切手の不渡り処分を受け、その他著しく信用を失墜する事由が生じたとき

#### 第18条（本サービスの終了）

- (1) 甲は、乙に対し3ヶ月前までに通知することにより、本サービスを終了することができます。ただし、天災、事変等の緊急事態その他やむを得ない場合は、あらかじめ通知をせずに本サービスを終了することがあります。
- (2) 甲は、本サービスを終了した場合、乙があらかじめ支払った前払い料金については、サービス終了日までの利用料金（月未満の場合は日割計算による）を控除して残金を返金します。
- (3) 甲は、本サービスの終了によって生じた乙及び第三者の損害につき一切の責任を負いません。

#### 第19条（公的機関に対する情報の提供）

国及び地方公共団体の行政機関並びに裁判所等の公的機関から情報の提示を求められたとき、又は人の生命身体、財産及び業務の保護並びに公共の安全を守る為に必要なとき等、甲が必要であると判断したときには、乙への事前通知の上、乙の情報及び甲が入手した第三者の情報並びに運用データを提供することができるものとします。

#### 第20条（規約変更等）

甲は、本サービスの品質向上・サービス向上の為、乙の同意及び乙への通知なしに、本サービスの内容変更及びバージョンアップ、並びに規約の変更を行うことができるものとします。

#### 第21条（専属的合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第22条（定めのない事項等）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲が、新たな定めをすること又は疑義を解消する定めをすることについて、乙は同意します。

#### 附則

##### （実施期日）

この改定規約は、2020年4月1日より実施します。

##### （経過規定）

この改定規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による契約とみなします。